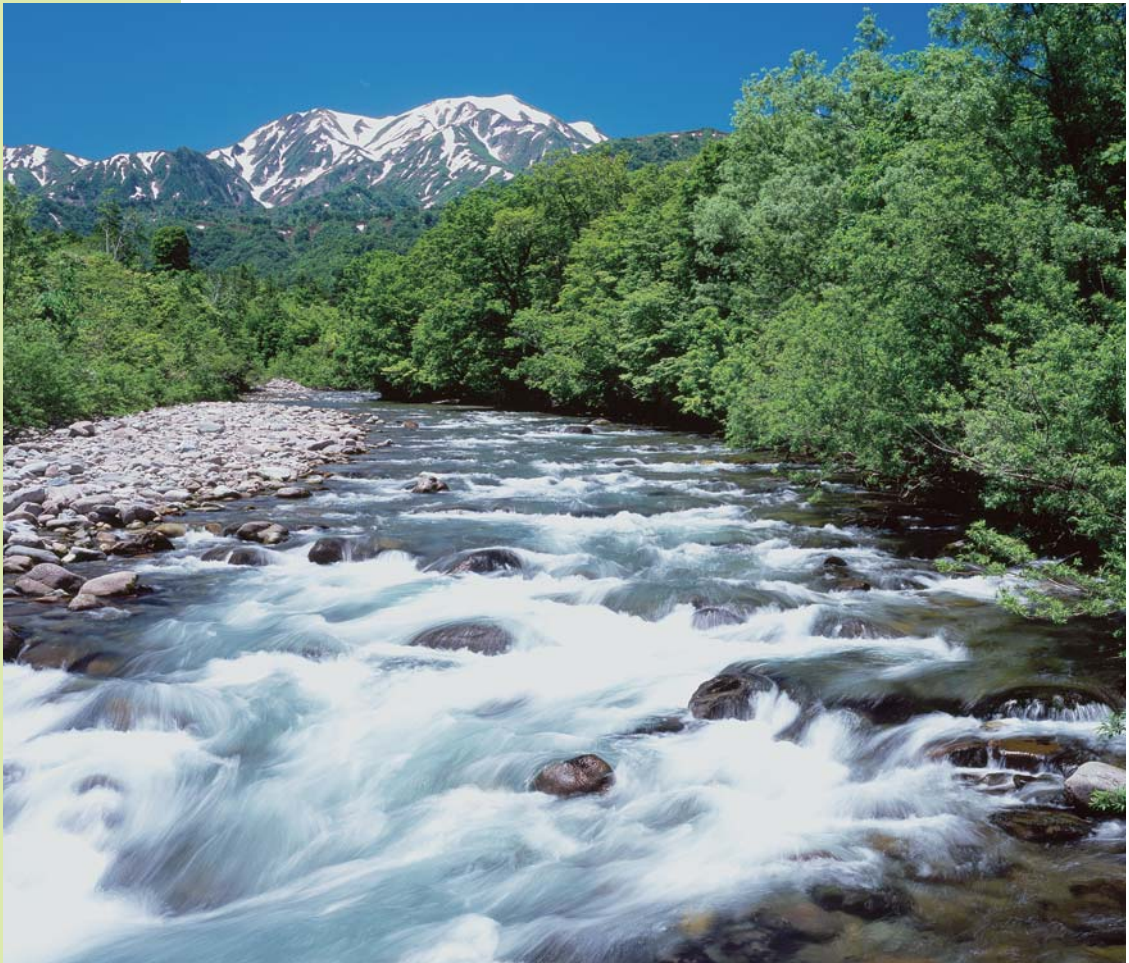


にしがた



水のある風景

▲駒ヶ岳と北ノ又川〈魚沼市(旧湯之谷村)〉

月額変更届はすみやかに届出しましょう

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 医療費のお知らせを行っています
- 海の家割引券をご利用ください

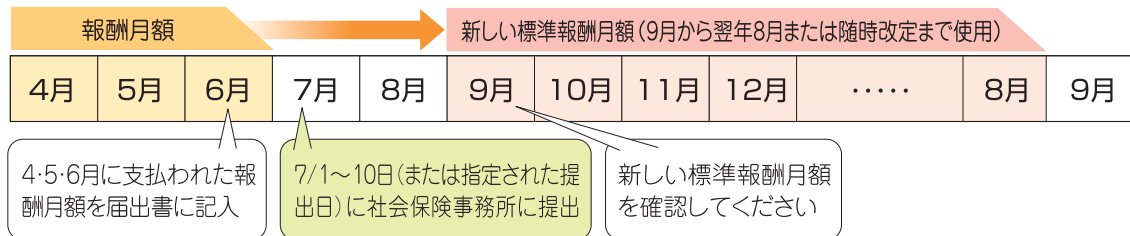
電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

『ねんきんダイヤル』 イイロウゴ 0570-05-1165

算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。

●定時決定（算定基礎届）の基礎となる月と決定対象月



●届出の対象となる人は

7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は対象外です。

●届出の内容は

4月・5月・6月に支払われた報酬（税金等控除前の総支給額）、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準報酬月額（＝等級）が決定されることとなります。なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くこととなります。

●報酬とは

金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給する全てのものです。現物で支給されるものについては、標準価額などによって金銭に換算（右ページの表1）して計算します。

報酬になるもの（例）

■ 金銭 ■

基本給、諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など）賞与等（年4回以上のもの）

■ 現物 ■

食券、食事、社宅、寮、衣服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当分金額）など

磁気媒体（FD・MO）申請や電子申請でも届出ができます

■ 磁気媒体（FD・MO）申請

右記の届書については、FD(MO)による届出が可能です。FD(MO)届を作成するための「磁気媒体届書作成プログラム」は社会保険庁ホームページで無償で提供されています。詳しくは社会保険庁ホームページの「申請・届出手続き案内」の「磁気媒体申請」のページをご覧ください。

■ 電子申請

電子申請とは、パソコンからインターネットを利用して行う申請方法です。社会保険の届出のほとんどについて電子申請が可能となっています。詳しくは社会保険庁ホームページの「申請・届出手続き案内」の「電子申請」のページをご覧ください。

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険被保険者住所変更届



(表1)新潟県の現物給与の標準価額

平成16年4月1日適用 (単位:円)

食 事								住宅	その他
1日当たり				1ヵ月当たり				畳1畳 1ヵ月 1,300	時価
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食		
140	200	220	560	4,200	6,000	6,600	16,800		

※食事の標準価額の3分の2以上を本人から徴収する場合は報酬に算入しません。

●支払基礎日数とは

報酬の月額を決定するときに、その計算の基礎となる日数のことをいいます。日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数にかかわらず暦の日数となります。ただし、月給者でも欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

月給者で欠勤控除された場合の取扱い

欠勤控除額の計算方法が「月額基本給×欠勤日数／所定労働日数」のような場合は、「所定労働日数－欠勤日数」が支払基礎日数となります。

時給者で半日勤務等があった場合の取扱い

例えば、「1日勤務：15日間」、「半日勤務：4日間」の場合の支払基礎日数は、「15＋(0.5×4)」で17日となります。(注：「1日勤務」＝所定労働時間を勤務)

社会保険事務局からのお願い

〈届書記入上の注意事項〉

- ・パート等の短時間労働者は必ず、備考欄に「パート」と記入してください。
- ・7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。

〈届出の際にチェックしてください〉

- ・算定基礎届の提出の際には、算定基礎届総括表も同時に提出してください。
- ・算定基礎届は平成19年度より様式が単票に変更となるため、1枚のみ提出してください。通知書は、社会保険事務所にて入力処理後、その内容を印字したものを送付いたします。

社会保険庁HPにも掲載されています。(http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo09.htm)

月額変更届は忘れずに

被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の変更(随時改定)が行われます。(標準報酬月額の変更月は固定的賃金変動月から4ヵ月目になります。)該当する被保険者については「月額変更届」の提出が必要になります。

1 固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは…
支給額や支給率が決まっているものをいいます。

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、基礎単価、など	残業手当、能率給、日・宿直手当、皆勤手当など

2 変動月から引き続き3ヵ月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

3 変動月から引き続き3ヵ月間に支払われた報酬(残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額)の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることとなります。

昇給したが報酬は逆に下がった場合は?

固定賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がったという場合は、随時改定の対象外です。また、固定的賃金が上がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

新潟社会保険事務局からの
お知らせです

事業主及び被保険者の皆様へ

医療機関に受診された方に、 医療費のお知らせを行っています

医療費のお知らせとは、政府管掌健康保険の被保険者とその家族の方が受けられた医療について、医療機関名、診療年月、医療費の額などを年2回お知らせするもので、今回は平成18年10月から平成19年3月の間に受診されたことのある方にお送りします。

医療費のお知らせは、各事業所あてに送付しますので、事業主の皆様は届き次第、被保険者の方々へお渡しいただきますようお願いいたします。

※7月から9月にかけて各社会保険事務所ごとに順次送付します。

※一部対象外の医療機関があり、作成されない場合もあります。

※平成19年4月から9月受診分についてのお知らせは、平成20年1月から3月の発送を予定しています。



お問い合わせ先

新潟社会保険事務局事務センター

〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

TEL **025-249-5701**

社会保険事務所から… 年金相談窓口の 時間延長と 土曜日開設のご案内

7月から9月の実施日は次のとおりです。
ぜひ、ご利用ください。

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

土曜の開設日
(午前9時から
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。
16日は祝日のために17日に振替実施します。
柏崎、六日町は9日のみの延長です。

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

土曜の開設日
(午前9時から
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。
柏崎、六日町は13日のみの延長です。

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 ₃₀	24	25	26	27	28	29

土曜の開設日
(午前9時から
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。
17、24日は祝日のために18、25日に振替実施します。
柏崎、六日町は10日のみの延長です。

お口の健康シリーズ -8020運動の意味-

新潟県歯科医師会地域保健部

8020（ハチマル・ニイマル）運動とは80歳になっても歯を20本残そうというものです。通常、成人の歯は親知らずを除いて28本あります。20という数字は、食べ物を何でもおいしく食べられる目安です。「歯が20本あれば酢だこやフランスパンでもかむことが出来るとされているためです。しかし、現実には目標に程遠く、平成17年度県民歯科疾患実態調査では一人平均約10本であり、8020達成者は全体の約20%に止まっています。

新潟県が12歳児の虫歯数において、7年連続全国一少ないことを知っていますか？ しかし、「8020」達成者は全国的に見てもほぼ平均値です。よい歯を持つ子供たち全てが、「8020」達成をするためには若い世代からの予防や専門家による定期管理が欠かせません。

現在、法律で決められた歯科健診は高校生までです。大人になると職場での歯科健診は特殊な業種を除いて義務化されていません。そのほとんどが個人の努力に委ねられているため、現状では、なかなか受診できない方が多く、虫歯や歯周病が進んでい

ます。これら歯科に関わる2大疾患のうち、一般的な歯周病は主に30歳代後半から発症、進行していきます。歯周病は肝臓病と同様に沈黙の病とも言われ、重症化するまで自覚症状に乏しいため、放置された結果、50歳代後半から歯が抜け落ち始め、急速にかみ合う箇所を失って入れ歯になります。入れ歯をいれた方の評価は、「邪魔で煩わしい」「食べ物がおいしくない」「しゃべりにくく、見栄えが悪い」など、自身の歯を失った後の不満を聞きます。

いつまでも自分の歯でおいしく食べて人生を楽しむために、予防・管理が出来るかかりつけ歯科医を持ち、「8020」達成を目指しましょう。

今回は「歯周病と糖尿病のかかわり」について掲載し、その後はライフステージ毎における歯や口の健康について説明をしていく予定です。



7月の社会保険相談のご案内

会場	相談日	時間	会場	相談日	時間
阿賀町役場	18(水)	10:30~14:30	柿崎商工会館	18(水)	10:00~15:00
※1 トキのむら元気館	18(水)	13:30~15:30	阿賀野市水原公民館※2	18(水)	9:30~14:30
	19(木)	9:00~11:00		※2 村上市役所	11(水)
小出商工会	11(水)	10:00~15:00		25(水)	10:00~15:00
糸魚川市役所	11(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	12(木)	10:00~15:00
	25(水)	10:00~15:00	クロス10	26(木)	10:00~15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

※1.佐渡地区の相談会場が「トキのむら元気館」(佐渡市新穂瓜生屋362-1)に変更になりました。佐渡地区の時間(朱書)は受付時間です。

※2.村上市と阿賀野市の相談が予約制となります。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

予約連絡先 TEL.0254-23-2125 (新発田社会保険事務所 年金給付課)

健康づくり
標語コンクール入選作品

おはようで 今日確認 家族の健康

協会支部だより

海の家の
「割引券」を
ご利用ください

海の家開設



今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士の
レクリエーションなどに大いにご利用ください。

- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(金) 一部開設期間が異なる
ところがあります

- | | | |
|--|----------------------------------|---|
| ● 関屋浜海水浴場 (新潟)
・シーポイントニイガタ
・こがねや ・幸楽 | ● 藤塚浜海水浴場 (新発田)
・浜茶屋全店 | ・ココ・パームス一等茶屋
・海の家日本海
・ニューかもめ |
| ● 角田浜海水浴場 (巻)
・泉屋 | ● 岩ヶ崎海水浴場 (村上)
・浜茶屋全店 | ● 番神海水浴場 (柏崎)
・ブルーマリーン
・レッドアンカー |
| ● 野積海水浴場 (寺泊)
・まつや | ● 瀬波温泉海水浴場 (村上)
・ウェルハートピア新潟瀬波 | ● 谷浜海水浴場 (上越)
・清水屋 ・はまべ
・きよし ・いそや |
| ● 間瀬海水浴場 (新潟)
・竹の家 | ● 石地海水浴場 (柏崎)
・ニュー大磯 | |

● 申込先 …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住 所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住 所 〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601
電 話 0258-31-8090

下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電 話 025-290-3200

● 申込方法 …… 郵送による場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

健康保険「海の家」割引利用券申込書

従 業 員 数		申 込 希 望 枚 数	枚
※利用券発行番号	—		
上記のとおり申込みます。 平成19年 月 日 事業所住所 事業所名称 (印) 新潟県社会保険協会支部長様			

※印欄は記入しないでください。

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>